

香取市くろべ運動公園周辺スポーツ施設再編に関する整備方針等検討業務

事業者選定公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、香取市くろべ運動公園周辺スポーツ施設再編に関する整備方針等検討業務の契約受注者を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

くろべ運動公園周辺エリアには小見川 B&G 海洋センターや小見川スポーツ・コミュニティセンター、テニスコート、野球場など複数のスポーツ施設が整備されており、市民に親しまれている。また、本エリアは県内唯一の公認ボートコースを所有する黒部川沿いに位置しており、水上スポーツに恵まれた環境にある。

しかしながら、くろべ運動公園周辺スポーツ施設の中でも小見川 B&G 海洋センター及び小見川スポーツ・コミュニティセンターは老朽化が進んでいることから、大規模改修や統合、廃止等も含めて今後の運営方針について検討を行う必要がある。

また、当該施設だけでなくくろべ運動公園全体の一体的な整備を検討することでより効率的な運営形態を模索する。

本業務においては水上スポーツの拠点機能や小見川医療センターを中心とした地域医療の拠点として市民の健康増進など、くろべ運動公園が持つポテンシャルを民間事業者へのサウンディング調査等により洗い出し、各整備案における概算事業費等を比較検討することで整備方針の策定を行う。

2 業務概要

(1) 業務名

香取市くろべ運動公園周辺スポーツ施設再編に関する整備方針等検討業務

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(3) 業務内容

「香取市くろべ運動公園周辺スポーツ施設再編に関する整備方針等検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載しているとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、受注事業者の提案内容等に応じて一部変更する場合がある。

(4) 提案上限額

8,030,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、公告日現在において、以下の要件をすべて満たすものとする。

なお、参加者が契約締結までの間に要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- (1) 令和6・7年度の香取市入札参加資格者名簿の資格区分が測量等に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法に基づき更正手続を行ったとき等）ないこと。
- (7) 過去10年以内に地方公共団体等から本業務と同等または類似した業務を受注した実績がある者。
- (8) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 スケジュール（予定）

項目	期日等
公募開始	令和7年12月15日（月）
質問書の提出期限	令和7年12月26日（金）正午
質問の回答	令和8年1月9日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年1月16日（金）午後4時
提案書等の提出期限	令和8年1月21日（水）午後4時
第1次審査結果通知	令和8年1月28日（水）
第2次審査	令和8年2月4日（水）
第2次審査結果通知	令和8年2月上旬～中旬
契約の締結	令和8年2月下旬

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 受付期限 令和7年12月26日（金）正午 必着
- (3) 提出方法 電子メールによる提出とし、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、確認のため送信後に電話連絡をすること。
- (4) 提出先 「11 問合せ・書類提出先」に同じ
- (5) 質問に対する回答

令和8年1月9日（金）までに、本市ホームページ上で回答する。なお、質問者の名称は公表しないものとする。

6 参加手続き

本業務の業務提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

- (1) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後4時 必着
- (2) 提出書類及び部数
 - ア 参加表明書（様式2）
 - イ 会社概要書（様式3）
 - ウ 業務実績書（様式4）
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出場所 香取市教育委員会生涯学習課
- (5) 提出方法
 - 担当部署あて予め電話連絡のうえ持参（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後4時までとする。）または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）によること。
- (6) 参加辞退
 - 参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。提出方法は参加表明書の提出と同様とする。なお、参加を辞退した場合、すでに提出された書類は全て返却する。

7 業務提案書等の提出

業務提案書等は、次に定めるところにより作成のうえ提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年1月21日（水）午後4時 必着

（2）提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式6）
- イ 業務実施体制（様式7）
- ウ 提案書本編（任意様式）※下記の構成例を参照
- エ 見積書（様式8）

【提案書本編 構成例】

項目	内容
①提案の考え方（基本方針）	提案の考え方、提案の概要及び特徴を記載。
②作業構成と役割分担	本業務で必要と想定する作業項目をできる限り詳細に、工程順に表形式で記載。 また、各作業内容において、本市に想定される役割があれば記載。
③業務工程	「②作業構成と役割分担」で示した内容に基づく作業スケジュールを記載。
④業務の実施手法等	仕様書「5 業務内容」で求める項目を実施するための手法を記載。
⑤創造的提案	本業務をより有効にするための創造的な提案事項、または仕様の追加や変更事項があれば記載。なお、追加提案は本業務の費用の範囲で実施できるものとする。

・わかりやすい表現で簡潔に説明すること。用語は統一し、文章を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用してもよい。

（3）提出部数 9部（押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの8部は複写可とする。）

（4）提出場所 香取市教育委員会生涯学習課

（5）提出方法 担当部署あて予め電話連絡のうえ持参（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く午前9時から午後4時までとする。）または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）によること。

8 受注候補者の選考方法及び審査項目

（1）選定委員会

香取市くろべ運動公園周辺スポーツ施設再編に関する整備方針等検討業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及

び評価を行い、受注候補者を選定する。

(2) 第1次審査（書類審査）

ア 選考方法

全提案者の資格確認を行い、応募が4者以上の場合は1次審査を実施し、上位3者を2次審査（ヒアリング審査）の対象とする。なお、同列3位がいた場合は、全ての者を2次審査対象とする。

イ 審査結果の通知

全提案者に対し、令和8年1月28日（水）までに電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 選考方法

a 第1次審査を通過した提案者について、委員会を開催し、「（4）審査項目」に基づき審査を行い、選定委員の採点で評価点が最も高い提案者を第1順位の優先交渉権者として決定する。最も高い評価点を得た者が複数いる場合は、委員会の議決による。

また、優先交渉権者は、選定委員全員の評価点平均が70点を超える者とする。

なお、第1次審査を通過した提案者が1者の場合も審査を行う。

b 委員会は、提案者によるプレゼンテーション及び提案内容等へのヒアリングにより審査を行う。

c 審査結果は、優先交渉権者を決定後、全提案者に対し速やかに文書で通知する。

イ 審査実施概要

a 期日 令和8年2月4日（水）

※事業者ごとの開始時間等は電子メールにて通知する

b 場所 香取市役所内

c 出席者 1事業者4名以内（うち1名は本業務に係る主任技術者とする。）

d 審査時間 1者につき30分間以内を予定し、プレゼンテーションを10分間程度、ヒアリングを15分間程度で行う。

e その他

①プレゼンテーションは事前に提出のあった提案書等の内容に沿って行うこと

②パワーポイント等を使用した説明は認めるが、追加資料の提出及び追加の提案は認めない。

③大型モニターは市が用意するが、パソコン接続ケーブル（HDMI）、レーザーポインター等は提案者が持参すること。なお、接続不良等により使用できない場合でも、市は一切責任を負わないものとする。

④第1次審査、第2次審査とともに、採点は「（4）審査項目」の各項目について「（5）評価と評価係数」の基準により評価を行い評価点に評価係数を乗じ、それらを合計して決定する。ただし、「6 見積金額」については表内の式により算出する。

（4）審査項目

番号	審査項目	評価の着目点	評価点
1	業務実績	提案者が本業務と同種の実績を有し、本業務の着実な実施、良好な成果が見込まれるか。	20
2	業務実施体制	本業務の遂行に有効な資格や本業務と同種の実績を有する主任技術者等、適正な人員、資格、経験を有し、適切な進行管理と十分な成果が見込まれるか。	15
3	実施方針	本業務に期待されている成果を十分に理解しているか。また、くろべ運動公園周辺エリアが置かれている現状や課題、可能性を十分に理解しているか。	10
4	実施方法	業務への理解やくろべ運動公園周辺エリアに対する理解のもと、民間事業者へのサウンディング調査等によるニーズ調査について効果的な手法を提案しているか。	20
5	独自提案	業務目的をより効果的、効率的に達成するためを行うこと、および本業務の後の展開へとつなげるにあたっての独自の優れた提案があるか。	20
6	見積金額	最低提案価格／自身の提案価格×15 (小数点以下切り捨て)	15
合計			100

（5）評価と評価係数

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

9 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉権者と、契約内容を協議の上、契約を締結する。

なお、優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

10 その他

- (1) 企画提案は1者1案とする。
- (2) 提出された書類について、提出後の差し替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合、または補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 優先交渉権者の提案については、必要に応じて公表する場合がある。
- (6) 提案書の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、香取市情報公開条例に基づき、提出書類の全部または一部を無償で使用する場合がある。なお、公開することで個人が識別され、法人などの正当な利益を害する恐れがあると市が判断する場合は、一部または全部を公開しないものとする。
- (7) 参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という。）に係る費用は、すべて提案者負担とする。
- (8) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (9) 審査内容についての問合せには一切応じない。
- (10) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報を本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、第三者に漏洩してはならない。
- (11) 提案者の責任において関係法令等を十分に確認すること。

- (12) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される。第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、提案者が追うものとする。
- (13) 本市は、提案者が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を失格とすることができる。また、提出した書類の内容に記載不備、記載漏れ等があった場合、失格とすることができます。
- この場合において、失格となった旨を提案者に通知する。
- (14) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合、本要領に示す日程や時間を変更または中止することがある。
- (15) (14) の場合において、提案者は異議を申し立てることは出来ない。また、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

11 問合せ・書類提出先

香取市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話：0478-50-1221 FAX：0478-54-5550

電子メールアドレス：sports@city.katori.lg.jp

※メール送信の際は件名の冒頭に【くろべ運動公園プロポーザル】を付け、送信後は必ず上記担当へメール受信確認の連絡をすること。